

## 名古屋三河道路有識者委員会 規約(案)

## (名称)

第1条 本委員会は、「名古屋三河道路有識者委員会」(以下「委員会」という。))と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、愛知県が実施する名古屋三河道路の構想段階の計画策定プロセスにおいて、計画検討手順、コミュニケーションプロセス、技術・専門的検討に対して、客観的な立場から助言等を行うことを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施する。

- (1) 計画検討手順の進め方についての助言
- (2) 市民等に対するコミュニケーションプロセスについての助言や、コミュニケーションプロセスが適切に行われているかの確認
- (3) 技術・専門的検討に用いるデータや解析手法に対する助言、技術・専門的検討を行うべき内容や検討過程および検討結果の妥当性の確認
- (4) その他(1)～(3)を実施するのに必要な事項

## (構成)

第4条 委員会は、公正中立な立場である有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 委員の代理出席は認めないものとする。
- 3 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

## (第三者性)

第5条 委員は委員会の目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事項が完了するまでとする。

## (委員長)

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、原則として公開する。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により、公開の支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。

3 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める要領による。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は愛知県建設局道路建設課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と事務局で調整し決定する。

附則

この要綱は、令和4年 12月 14日から施行する。

[別 紙] 名古屋三河道路有識者委員会名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	職名等
委員長	なかむら ひでき 中村 英樹	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
委員	おかだ やすあき 岡田 恭明	名城大学大学院 理工学研究科 教授
	かとう よしと 加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
	くらうち ふみたか 倉内 文孝	岐阜大学大学院 工学研究科 教授
	くりはら だいすけ 栗原 大介	一般社団法人中部経済連合会 常務理事
	きとう くみ 佐藤 久美	名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授
	すずき こうじ 鈴木 弘司	名古屋工業大学大学院 工学研究科 准教授
	みずお えり 水尾 衣里	名城大学大学院 人間学研究科 教授
	みちばやし かつよし 道林 克禎	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
	やまだ えり 山田 恵里	名古屋市立大学大学院 経済学研究科 講師

# 名古屋三河道路有識者委員会

## 傍聴要領

(目 的)

第1条 この要領は、名古屋三河道路有識者委員会設置規約（令和4年12月14日施行）第8条第3項に基づき、名古屋三河道路有識者委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に係る手続き、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 委員会の会議における傍聴人の定員は、10名とする。

(傍聴の申込及び傍聴人の決定方法)

第3条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、委員会の委員長（以下、「委員長」という。）に申し込むものとする。

2 傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。なお、傍聴人は、先着順にて決定し、定員になり次第締め切るものとする。

3 傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議場内において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示

威的行為をしないこと。

(7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。

(8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。

(委員長の指示)

第7条 委員長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は委員長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する検討等を行おうとする時は、直ちに会場から退場しなければならない。

(報道関係者の取扱)

第9条 報道関係者（県政記者クラブを指す。）は、第2条及び第3条の規定に関わらず、会場を傍聴することができる。

2 第5条から第8条の規定は、報道関係者が委員会の会議を傍聴する場合に準用する。

この場合において、「傍聴人」とあるのは、「報道関係者」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮り、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月14日から施行する。

(様式1)

会議傍聴申込書

年 月 日

名古屋三河道路有識者委員会委員長殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住所

氏名

(様式2)

名古屋三河道路有識者委員会傍聴証

年 月 日限

傍聴人氏名.....

傍聴人心得

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を左胸に付けてください。  
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話については、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は委員長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。